

(目的)

第1条 この規程は、中京大学教育後援会会則第3条第7号の規定に基づく中京大学教育後援会奨学金制度により、学資を支給することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程により学資の支給を受ける学生を中京大学教育後援会奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

2 この規程により支給する学資を中京大学教育後援会奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(資金)

第3条 奨学金は、次の資金をもって充てる。

- (1) 教育後援会費
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

(支給額)

第4条 奨学生には、50万円の奨学金を支給する。

(支給回数)

第5条 奨学金の支給は、在学期間を通じて1回限りとする。

(申請)

第6条 奨学生を希望する学生は、原則として、第9条第1号に規定する事由の発生から3か月以内に、所定の申請書を教育後援会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、1年次は、秋学期に申請するものとする。

(手続)

第7条 奨学生は、所定の誓約書を会長に提出しなければならない。

(教育後援会奨学金委員会)

第8条 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、教育後援会奨学金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 監事
- (3) 幹事長
- (4) 学事局教学部長
- (5) 中京大学校友会本部長
- (6) 会長が指名するもの（若干名）

3 委員長は、会長とする。

(選考基準)

第9条 奨学生は、次の基準に基づいて選考する。

- (1) 保護者、保証人若しくは学費支弁者の死亡又は高度障害等のため、経済上本学に修学することが特に困難であること。
- (2) 単位修得状況に問題がないこと。

(資格の喪失)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議を経て奨学生の資格を取消し、既に支給した奨学金の全額を返還させることができる。

- (1) 中京大学学則第28条に規定する懲戒を受けた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載事項が確認された場合

(3) 奨学生の認定以後に教育後援会費の未納があった場合

(4) その他奨学生として適当でないと認められた場合

(所管)

第11条 奨学金に関する業務は、中京大学校友会本部が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、会長が行う。

附 則

この規程は、2016年5月7日から施行する。